

# 群馬県の生活環境を保全する 条例の改正について

平成24年4月

群馬県 環境森林部 環境保全課

水質保全係

# 条例の概要

県民の健康の保護及び生活環境の保全を目的として  
広範に取り組むために、平成12年3月23日に制定

## 改正の要旨

事業者による自主測定記録改ざん等への厳正な対応、汚水の流出事故による水環境への被害拡大の防止、地下水汚染の未然防止等、関係法令の一部改正が行われたことを踏まえ、条例で定める法の横出し規制施設等に対する義務規定の追加や罰則の強化等、法改正と同内容の適用を中心に所要の改正を行い、県民の生活環境の保全に取り組む。

**施行日 平成24年7月1日**

# 水質特定施設

## 水質有害物質使用特定施設

- ・「水質特定施設」  
汚水又は廃液を排出する施設であって、条例で規定する下記の施設
- ・「水質有害物質使用特定施設」  
水質特定施設であって、水質有害物質※を使用等する施設

### 水質特定施設

電気機械器具製造業(乾電池製造業に限る。)の用に供する混合施設

金属製品製造業(トロフィー製造業に限る。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 研磨施設
- ロ 塗装被膜施設

化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
- ロ 縮合反応施設(ホルムアルデヒド、同重合品及び同誘導品を使用するものに限る。)

ボタン製造業の用に供するカゼイン浸せき施設(ホルムアルデヒドを使用するものに限る。)

※カドミウム等26物質(水質汚濁防止法と同様)

## 水質汚濁防止法の一部改正を参考とした制度の見直し

### 水質汚濁防止法【改正1】

- ・測定結果の記録及び保存

  - 3年間(予定)の保存義務

- ・事故時の措置の範囲の拡大

  - 水質有害物質に加え、生活環境項目(水素イオン濃度等13物質)を追加

- ・罰則の創設及び強化

  - 未記録、虚偽記録等に対し、30万円の罰金

## 水質汚濁防止法の一部改正を参考とした制度の見直し

### 水質汚濁防止法【改正2】

- ・施設の設置時等に届け出る項目の追加

届出事項に水質有害物質使用特定施設の設備を追加

- ・届出対象範囲の拡大

下水道接続等で届出が不要であった施設等について新たに届出が必要

条例施行後30日(7月31日)以内に届出

- ・定期点検、構造基準等の遵守義務、改善命令・罰則の創設

構造基準等の遵守義務違反に対し、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

## 土壌汚染対策法を参考とした制度の見直し ～全国に先駆けた群馬県独自の規定の創設～

- 有害物質が土壌に浸透しているおそれがある場合の調査の創設
  - ・調査の契機を明確化  
改正水質汚濁防止法、改正条例に基づく定期点検の結果、土壌汚染のおそれがある場合に調査を義務づけ
  - ・調査方法を見直し、汚染があった場合の取り組みを円滑化  
土壌汚染対策法の調査方法を準用することにより、汚染が確認された場合に土壌汚染対策法第14条の指定の申請を行うことにより、区域指定などの同法による措置に移行しやすくなる
  - ・土壌汚染の調査義務違反に対して罰則を創設し、その取り組みを強化  
未報告、虚偽の報告に対し、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 土壌汚染対策法を参考とした制度の見直し ～全国に先駆けた群馬県独自の規定の創設～

- 使用が廃止された工場等の土地の調査の創設  
(土壌汚染対策法第3条に基づく調査に相当)
  - ・水質有害物質使用特定施設の使用を廃止した時に調査義務が発生
  - ・土壌汚染の調査義務違反に対して罰則を創設し、その取り組みを強化  
未報告、虚偽の報告に対し、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・使用が廃止されても、工場等の利用方法等に変更がなければ調査を猶予  
(ただし書による調査猶予規定)